

岩手大学の学部の学科又は課程に置かれる学科長又は課程長 並びに研究科の専攻に置かれる専攻長に関する規則

平成19年 1 月 23 日 制 定
平成29年 4 月 1 日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）の学部の学科又は課程に置かれる学科長又は課程長並びに研究科の専攻に置かれる専攻長に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学の学部の学科又は課程に学科長又は課程長を、研究科の専攻に専攻長を置く。
2 学科長又は課程長は、当該学科又は課程の専任の教授を、専攻長は当該専攻の専任の教授をもって充てる。

(職務)

第3条 学科長又は課程長は、学科会議又は課程会議の招集、当該学科又は課程に関する事項の連絡調整、その他必要な業務を、専攻長は、専攻教授会又は専攻会議の招集、当該専攻に関する事項の連絡調整、その他必要な業務を処理する。

(選考)

第4条 学科長又は課程長の選考方法は、当該教授会が、総合科学研究科の専攻長の選考方法は総合科学研究科運営委員会が、その他の研究科の専攻長の選考方法は当該研究科教授会が定める。

(学科長、課程長及び専攻長の任期)

第5条 学科長又は課程長の任期は当該教授会が、総合科学研究科の専攻長の任期は総合科学研究科運営委員会が、その他の研究科の専攻長の任期は当該研究科教授会が定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、当該学部又は研究科が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 岩手大学の学部の学科に置かれる学科長に関する規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。